

令和元年6月20日

学 生 各 位
職 員 各 位

理 事 長
学 長

大学敷地内禁煙について

このことについて、望まない受動喫煙の防止を図るため、令和2年4月1日に「健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）」が施行されます。

これに先立ち、学校、病院、児童福祉施設、行政機関等については令和元年7月1日から敷地内を禁煙とすることが定められました。

大学は、上記に準ずる学校施設として構内禁煙の全面実施が望ましく、本学においても改正の趣旨に則り、下記のロードマップに沿って、キャンパス禁煙化を実施しますので、御協力をお願いします。

記

1 敷地内禁煙のロードマップ

- ① 令和元年7月1日から敷地内を禁煙とします。
但し、経過措置として屋外に喫煙場所1か所を設置します。
- ② 経過措置は、令和元年7月1日から8月31日までとし、経過措置期間の喫煙場所は、5号館北側に設置する区画とします。
- ③ 令和元年9月1日から敷地内全てを禁煙とします。

2 禁煙に向けた健康相談について

現在、喫煙をされている方で禁煙を検討されている方は、本学の保健室にて禁煙に向けた健康相談を行いますので御利用ください。

以 上